

選挙管理委員会委員が  
選任されました

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、市長から独立した機関として置かれるもので、議会において選挙された4人の委員により構成されています。

この度、4年の任期満了により、新たに次の方が選任されました。(敬称略)

・委員長 柳田 律男  
・委員長職務代理者 青木 貞夫

・委員 金田 幸子  
・委員 上野 依孝  
・補充員 小林 幹二

・委員 永吉 政美  
・委員 大木 徳  
・委員 菅沼 みや子

※任期  
6月16日～

平成26年6月15日

●問い合わせ先

下野市選挙管理委員会事務局

☎(40)55562

## あなたの税が未来を拓く

～市町村税徴収強化月間2010夏～

### ◆全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2010夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉の徴収の強化に取り組みます。

### ◆一人ひとりが下野市を支える

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

### ◆自主的な納付

下野市は、自主的な納税を期待しています。しかし、期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



### 【下野市では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

**納税相談：**市税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

**納税催告：**納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

**財産調査：**滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社等に対し調査を行います。

**給与調査：**滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

**差押処分：**不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付がない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554